

令和2年度審査請求（市長）第2号の2

裁 決 書

審査請求人 住所 ○○○
氏名 ○○○ 様
処 分 庁 野田市長 鈴木 有

審査請求人が令和3年1月4日に提起した処分庁による令和2年10月8日付け個人情報部分開示決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事案の概要

- 1 処分庁は、令和2年9月23日付けで審査請求人から個人情報本人開示請求書を受理した。
- 2 処分庁は、令和2年10月8日付け野総管第102号の2の個人情報部分開示決定により、本件審査請求に係る個人情報の一部開示（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 審査請求人は、野田市長に対し、本件処分を不服として、令和3年1月4日付けで審査庁に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき本件審査請求を行った。
- 4 審査庁は、審査請求書の内容を検討した結果、審査請求は、行政不服審査法に基づき適法になされたものであると判断した。
- 5 審査庁は、令和3年1月19日付けで行政不服審査法第9条第1項の規定に基づく審理員を指名し、同日付けで、その旨を審査請求人に通知し、審理手続を開始した。
- 6 処分庁は、改めて本件処分の妥当性について検討し、令和3年9月28日付け令和2年度野総管第102号の3及び野企広第59号の2の個人情報開示決定等取消決定により、本件処分を取り消し、同日付け令和2年度野総管

第102号の4及び野企広第59号の3の個人情報開示決定を行った。

審査請求人の主張の要旨

- ① 本件処分は野田市個人情報保護条例第22条第1項「第20条第1項の規定により本人開示請求に係る個人情報の一部を開示しないとき」に該当するため、同項の規定により市は開示請求者に対して、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠を、通知書の記載自体から理解され得るように示さなければならないところ、本件処分に係る通知書はその要件を満たしておらず、違法である。
- ② 根拠規定を適用する理由として記載されている内容も不合理で法的根拠を欠いており、条例第15条に規定されている本人開示請求権を侵害している。
- ③ 以上のことから、本件処分を取り消し、情報開示することを求める。

理 由

行政不服審査法第2条は、行政庁の処分に不服がある者は審査請求をすることができる旨規定しているが、ここでいう「行政庁の処分に不服がある者」とは、当該処分について不服申立てをする法律上の利益がある者と解されている（昭和53年3月14日最高裁判所第三小法廷判決）。

本件処分については、令和3年9月28日付け令和2年度野総管第102号の3及び野企広第59号の2の個人情報開示決定等取消決定通知書により取り消された。このことにより、本件処分は処分時に遡ってその効力が失われ、審査請求の対象となる処分が消滅していることから、審査請求人に本件処分の取消しによって回復すべき法律上の利益があるものとは認められない。

したがって、審査請求人は本件審査請求をすることについて法律上の利益を有しておらず、行政不服審査法第2条の「行政庁の処分に不服がある者」に該当しないため、本件審査請求は不適法である。以上のことから、行政不服審査法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和3年9月28日

審査庁 野田市長 鈴木 有

教示

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。